

新 旧 対 照 表

変 更 前	変 更 後																								
<p>3 構造改革特別区域の範囲 平戸市、奄岐市、五島市及び西海市並びに長崎県南松浦郡新上五島町の全域</p>	<p>3 構造改革特別区域の範囲 平戸市、<u>松浦市、対馬市</u>、奄岐市、五島市及び西海市並びに長崎県西彼杵郡長与町、長崎県西彼杵郡時津町、長崎県東彼杵郡東彼杵町、長崎県北松浦郡江迎町、長崎県北松浦郡鹿町町及び長崎県南松浦郡新上五島町の全域</p>																								
<p>4 構造改革特別区域の特性 (1)概況 (略) 特別区域における平成 14 年の農業産出額は、約 260 億円で、総農家数は、約 11,400 戸、耕地面積は、約 16,000ha、となっている。 県では、長崎県有害鳥獣対策会議を設置し、各地域協議会等と連携して、有害鳥獣の被害防止に努めているが、事業への参加を希望し、かつ県が定めた狩猟免許なしでの有害鳥獣捕獲実施要領に沿って準備が整った<u>5</u>市町村を特別区域とする。</p> <p>(2)農業産出額 (単位：億円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別区域</td> <td><u>284</u></td> <td><u>268</u></td> <td><u>260</u></td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>1,369</td> <td>1,317</td> <td>1,301</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H12	H13	H14	特別区域	<u>284</u>	<u>268</u>	<u>260</u>	長崎県	1,369	1,317	1,301	<p>4 構造改革特別区域の特性 (1)概況 (略) 特別区域における平成 14 年の農業産出額は、約 374 億円で、総農家数は、約 17,000 戸、耕地面積は、約 22,500ha、となっている。 県では、長崎県有害鳥獣対策会議を設置し、各地域協議会等と連携して、有害鳥獣の被害防止に努めているが、事業への参加を希望し、かつ県が定めた狩猟免許なしでの有害鳥獣捕獲実施要領に沿って準備が整った<u>12</u>市町を特別区域とする。</p> <p>(2)農業産出額 (単位：億円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別区域</td> <td><u>382</u></td> <td><u>401</u></td> <td><u>374</u></td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>1,369</td> <td>1,317</td> <td>1,301</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H12	H13	H14	特別区域	<u>382</u>	<u>401</u>	<u>374</u>	長崎県	1,369	1,317	1,301
区分	H12	H13	H14																						
特別区域	<u>284</u>	<u>268</u>	<u>260</u>																						
長崎県	1,369	1,317	1,301																						
区分	H12	H13	H14																						
特別区域	<u>382</u>	<u>401</u>	<u>374</u>																						
長崎県	1,369	1,317	1,301																						

変更前						変更後					
(3)有害鳥獣による農作物の被害状況 【特別区域】 (単位：千円)						(3)有害鳥獣による農作物の被害状況 【特別区域】 (単位：千円)					
区分	イノシシ	シカ	カラス	その他	合計	区分	イノシシ	シカ	カラス	その他	合計
H12	20,880	848	28,960	9,974	60,662	H12	53,030	1,860	51,740	15,970	122,600
H13	34,010	1,381	47,540	12,227	95,158	H13	72,230	2,460	55,700	12,510	142,900
H14	37,830	717	50,230	11,589	100,366	H14	102,820	3,340	55,010	19,390	180,560
5 構造改革特別区域計画の意義 (略) そのため、これまでの免許取得者（構造改革特別区域の範囲の猟友会支部会員のうち、網・わな猟免許取得者数135名）に頼っていた有害鳥獣の捕獲に加え、地域住民を巻き込んだ被害防止対策が講じられることとなり、箱わなによる一般住民の事故防止効果も期待される。						5 構造改革特別区域計画の意義 (略) そのため、これまでの免許取得者（構造改革特別区域の範囲の猟友会支部会員のうち、網・わな猟免許取得者数314名）に頼っていた有害鳥獣の捕獲に加え、地域住民を巻き込んだ被害防止対策が講じられることとなり、箱わなによる一般住民の事故防止効果も期待される。					
7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (略) なお、本特例を適用することにより、被害額を毎年5%減少させ、平成20年度の被害額を7,350万円に抑制することを目標とする。						7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 (略) なお、本特例を適用することにより、被害額を毎年5%減少させ、平成20年度の被害額を7,600万円に抑制することを目標とする。					
特別区域内の平成14年度の被害額			約10,000万円			特別区域内の平成14年度の被害額			約10,300万円		
(目標) 特別区域内の平成20年度の被害額			約7,350万円			(目標) 特別区域内の平成20年度の被害額			約7,600万円		

変 更 前	変 更 後
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1) <u>新有害鳥獣被害防止対策事業費補助金（県単独事業）</u> イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農産物被害を防止するため ○防護・捕獲機器の整備に対する助成 ○箱わな等の設置及び巡視等に対する助成 ○自衛捕獲体制強化に対する助成 ○被害防止体制強化に対する助成 等</p> <p>(2) <u>新山村振興等農林漁業特別対策事業補助金（国庫補助事業）</u> イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農産物被害を防止するため ○イノシシ・シカ防護フェンスの整備</p> <p>(3) <u>第9次鳥獣保護事業変更計画策定</u> 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認事業に伴う計画の変更</p> <p>(4) <u>安全教育</u> 自治体・猟友会により狩猟免許を有しない従事者に対し、安全講習・保険加入等を行う。</p> <p>(5) <u>狩猟組織の結成</u> 狩猟免許の取得者を監督者とし、免許を有しない従事者の構成員を決定。</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1) <u>鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（県単独事業）</u> イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農産物被害を防止するため ○防護・捕獲機器の整備に対する助成 ○捕獲体制整備に対する助成 ○狩猟免許取得に対する助成 ○加工肉の販売促進活動に対する助成 等</p> <p>(2) <u>強い農業づくり交付金（国庫補助事業）</u> イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農産物被害を防止するため ○イノシシ・シカ防護フェンスの整備</p> <p>(3) <u>安全教育</u> 自治体・猟友会により狩猟免許を有しない従事者に対し、講習会や研修会、保険加入等を行う。</p> <p>(4) <u>狩猟組織の結成</u> 狩猟免許の取得者を監督者とし、免許を有しない従事者の構成員を決定。</p> <p>(5) <u>捕獲計画の立案</u> 猟友会、自治体により捕獲期間や箱わなの設置場所などを協議。</p>

変更前	変更後
<p>(6) 捕獲計画の立案 猟友会、自治体により捕獲期間や箱わなの設置場所などを協議。</p> <p>(7) 地元説明会 捕獲計画を地元住民に説明し、住民の安全確保を図る。</p>	<p>(6) 地元への説明 地元住民に対し、広報誌や住民説明会等を通じて広報活動を行う。</p> <p>(7) 狩猟者団体との協定書の締結 <u>事業の円滑な実施及び安全管理体制について、狩猟者団体と協定書を締結する。</u></p>
<p>別紙</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 平戸市、壱岐市、五島市及び西海市並びに長崎県南松浦郡新上五島町の全域において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 有害鳥獣（イノシシ、シカ、カラス等）による農作物の被害を縮小させるため、有害鳥獣の捕獲を目的として、地元自治体・猟友会・住民が狩猟の体制づくりを行うこととしているが、既に3者において協議が行われている。 <u>その中では、県が策定した狩猟免許なしでの有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、安全講習会の開催、狩猟免許所持従事者の適切な指示監督のもとに作業を行う捕獲チームの編成や箱わな設置に関する周辺住民への周知方策の整備等の組織作り、狩猟事故共済等の保険への加入や事故発生時の連絡体制の整備等の捕獲体制づくりを行っている。</u></p>	<p>別紙</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 平戸市、松浦市、<u>対馬市、壱岐市、五島市及び西海市並びに長崎県西彼杵郡長与町、長崎県西彼杵郡時津町、長崎県東彼杵郡東彼杵町、長崎県北松浦郡江迎町、長崎県北松浦郡鹿町及び長崎県南松浦郡新上五島町の全域</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 有害鳥獣（イノシシ、シカ、カラス等）による農作物の被害を縮小させるため、有害鳥獣の捕獲を目的として、地元自治体・猟友会・住民が狩猟の体制づくりを行うこととしているが、既に3者において協議が行われている。 <u>長崎県ではすでに実施要領を策定し、安全講習会の開催、狩猟免許所持従事者の適切な指示監督のもとに作業を行う捕獲チームの編成や箱わな設置に関する周辺住民への周知方策の整備等の組織作り、狩猟事故共済等の保険への加入や事故発生時の連絡体制の整備等の捕獲体制づくりを行っている。</u> <u>また、各自治体においても、円滑かつ確実な実施を担保するため</u></p>

変更前	変更後
<p><u>また、免許なし従事者の要件を市町村が実施する安全講習会を受講することとしており、特区認定後の狩猟実施における安全対策について十分確保できる見通しができている。</u></p>	<p><u>の予防措置として、広報誌や住民説明会等の実施が行われる他、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られている。</u> <u>これらを踏まえ、県では罠・わな狩猟免許を所持していない者の捕獲技術、安全性等が確保される見通しができた。</u></p>